

中小企業 いばらき

CONTENTS

クローズアップ	1
中央会ニュースダイジェスト	8
国・県・関係機関からのお知らせ	11
月次景況調査結果	15
組合運営等Q&A	18
中央会だより	20

APRIL

4

2025

No. 798



発行 茨城県中小企業団体中央会 <https://www.ibarakiken.or.jp/>

〒310-0801 茨城県水戸市桜川2-2-35 TEL:029-224-8030(代)

令和6年度補正予算・令和7年度当初予算 (中小企業・小規模事業者関連予算)の概要

国は、令和6年度補正予算を令和6年12月17日に成立、令和7年度当初予算を令和7年3月31日に成立しました。中小企業庁では、中小企業対策費として6,681億円(令和6年度補正5,601億円+令和7年度当初予算1,080億円)を予算化しました。

本号では、当予算の概要を紹介しますが、各事業の詳細は、『中小企業庁』及び『ミラサポ plus (中小企業向け補助金・総合支援サイト)』のホームページをご覧ください。

また、他省庁でも中小企業が活用できる支援策がありますので、各省庁のホームページをご覧ください。

◇中小企業庁 <https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/index.html>

◇ミラサポ plus (中小企業向け補助金・総合支援サイト) <https://mirasapo-plus.go.jp/>

I 中小企業・小規模事業者関連予算のポイント 【基本的な課題認識と対応の方向性】

- 予算・税・制度改正等の政策手段を総動員し、中小企業・小規模事業者等の飛躍的成長、規模拡大、新事業進出・事業転換、生産性向上・省力化等の投資を促すとともに、中小企業・小規模事業者の持続的な賃上げにつなげ、地域経済の好循環と成長型経済への転換を実現する。
- 物価高、エネルギー高、構造的な人手不足等、厳しい経営環境に直面する中小企業・小規模事業者等に対する価格転嫁対策や資金繰り支援、省力化投資の支援等に万全を期し、持続的な賃上げの実現に向けた環境整備を図る。
- また、小規模事業者支援、事業承継、社会課題解決等を通じて、地域経済の活性化を図る。

1. 持続的な賃上げ実現に向けた中小企業の成長・生産性向上・省力化投資支援

- 中小企業・小規模事業者等の飛躍的成長、規模拡大、新事業進出・事業転換、生産性向上・省力化等の投資を促すとともに、中小企業・小規模事業者の持続的な賃上げにつなげ、地域経済の好循環と成長型経済への転換を実現する。
- また、「新規輸出1万者支援プログラム」を通じた輸出実現や、新たな産業構造の転換に対応するための支援を行い、成長志向の中小企業の恒常的な創出・拡大につなげる。

(1) 中小企業生産性革命推進事業【3,400億円】

成長加速化補助金、ものづくり補助金・IT導入補助金・小規模事業者持続化補助金・事業承継・M&A補助金

(2) 中小企業新事業進出促進事業(新事業進出補助金)【既存基金の内数】

(3) 中小企業省力化投資補助事業(省力化補助金)【既存基金の内数】

(4) 中堅・中小大規模成長投資補助金【1,400億円】+8.7億円

地域の雇用を支える中堅・中小企業が、人手不足等の課題に対応するために行う、工場等の拠点の新設等の大規模な設備投資を促進

※R5補正及びR6補正において、国庫債務負担行為(それぞれ総額3,000億円)を措置

(5) 100億企業育成ファンド出資事業【30億円】

中小機構の出資によりファンドを組成し、売上高100億円超を目指す中小企業等に対し、リスクマネー供給、ハンズオン支援を実施

(6) 成長型中小企業等研究開発支援事業(Go-Tech事業)【123億円】

大学等と連携して行うものづくり基盤技術及び高度なサービスに関する研究開発を支援、「イノベーション・プロデューサー」を通じたイノベーションの創出支援

(7) 中小機構による海外展開支援(中小企業海外展開総合支援事業等)【中小機構交付金の内数】

新規に海外市場の獲得を目指す中小企業・小規模事業者等による輸出(越境ECを含むブランディング・プロモーション等)を支援

(8) 海外ビジネス強化促進事業【28億円】

(9) 中小機構による成長志向の中小企業支援【中小機構交付金の内数】

売上高100億円以上への成長を目指す中小企業を含め、成長志向の中小企業へのハンズオン支援、経営者ネットワーク構築支援等に取り組む

クローズアップ

(10) 中小機構によるグリーントランスフォーメーション対応支援【中小機構交付金の内数】

中小機構への相談窓口の設置や支援機関の人材育成等によりカーボンニュートラルに向けた取組を支援

(11) 省エネ・非化石転換補助金【760 億円】

※R 6 補正において、国庫債務負担行為総額 3,000 億円を措置

工場のボイラや工業炉、ビルの空調設備や業務用給湯器などを、省エネ型設備へと更新することを支援。複数年の投資計画にも対応

(12) 省エネ診断【34 億円】 + 【6.1 億円】

省エネの専門家が中小企業を訪ね、エネルギー使用の改善をアドバイスする「省エネ診断」を、中小企業が安価で受けられるよう支援

2. 物価高、人手不足等の厳しい経営環境への対応

- 価格交渉促進月間・下請代金法の執行強化等を通じた取引適正化の推進、物価高などの厳しい事業環境に対応する中小企業・小規模事業者への資金繰り支援、構造的な人手不足への省力化投資支援などにより、構造的賃上げの実現に向けた環境整備を図る。

<価格転嫁対策>

(1) 中小企業取引対策事業【29 億円】 + 【8.3 億円】

価格交渉促進月間や、下請Gメン等による取引実態の把握、下請法の厳正な執行、下請かけこみ寺での相談対応等を実施

(2) 「価格交渉促進月間」の実施や、下請代金法の執行強化、下請振興法に基づく「指導・助言」・企業名公表を通じた実効性向上、下請Gメンによるヒアリング、「パートナーシップ構築宣言」の実効性の向上、官公需等における 労務費等の価格転嫁の徹底等

<資金繰り支援>

(3) 中小企業資金繰り支援事業【223 億円】

日本政策金融公庫からの融資における金利を引下げるための利子補給や信用保証制度等を通じた資金繰り支援を実施

- ・ 日本政策金融公庫補給金【153 億円】
- ・ 中小企業信用補完制度関連補助事業【39 億円】など

(4) 中小企業等の資金繰り支援【既存予算の活用】

- ・ 公庫制度融資の賃上げ特例の継続、通常資本金劣後ローンの運用見直し、成長志向の中小企業への資金繰り支援の拡充
- ・ 民間金融機関のプロパー融資と組み合わせた協調支援型の保証制度の新設など

<省力化支援>

(5) 中小企業省力化投資促進事業(省力化補助金)【既存基金の内数】

<事業環境変化に対応した経営相談体制や経営改善・早期再生・再チャレンジ支援の拡充>

(6) 事業環境変化対応型支援事業【112 億円】

(7) 中小企業活性化・事業承継総合支援事業【144 億円】 + 【61 億円】

中小企業活性化協議会による事業再生支援や事業承継・引継ぎ支援センターによる円滑な事業承継・引継ぎ支援等を実施

3. 小規模事業者支援、災害からの早期復旧支援

- 多様な経営課題を抱える小規模事業者への支援や、災害からの早期復旧等の支援を推進する。

(1) 小規模事業者対策推進等事業【61 億円】

商工会・商工会議所等を通じて行われる小規模事業者への巡回指導・窓口相談などを支援

(2) 小規模事業者経営改善資金融資事業【30 億円】

※中小企業資金繰り支援事業の内数

(3) 地方公共団体による小規模事業者支援推進事業【10 億円】 + 【10 億円】

地方公共団体と連携し、地域の実情を踏まえた小規模事業者の販路開拓・生産性向上に向けた取組や小規模事業者等の災害復旧を支援

(4) 商店街等活性化支援事業【中小機構交付金の内数】

変革意欲のある商店街等による社会課題解決や地域の価値向上に向け、専門家による面的伴走支援等を行う

(5) なりわい補助金(令和 6 年能登半島地震、令和 2 年 7 月豪雨)グループ補助金(令和 3・4 年福島県沖地震)等【213 億円】

能登半島地震等をはじめとする災害により被災した地域の速やかな復旧又は復興を支援する事業を継続

4. 事業承継、再編等を通じた変革の推進

- 経営者の高齢化が進む中、地域の経済と雇用の基盤を支えるため、事業承継の円滑化を図るとともに、事業承継、再編等を契機に変革に挑戦する企業の生産性向上・成長を支援する。

(1) 中小企業活性化・事業承継総合支援事業【144 億円】 + 【61 億円】(再掲)

(2) 後継者支援ネットワーク事業【4.0 億円】

後継者同士の切磋琢磨できる場を創出し、既存の経営資源を活かした新規事業アイデアを競うイベント開催事業承継・M&A 補助金(再掲)

※中小企業生産性革命推進事業の内数

事業承継に際しての設備投資や、M&Aの専門家活用、M&A後のPMI時の専門家活用・設備投資等を支援

5. 中小企業・小規模事業者の活性化、地域課題解決に向けた取組支援の推進

● 多様な経営課題を抱える中小企業・小規模事業者への伴走・経営支援、地域課題解決に向けた取組の支援を推進する。

(1) 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業【34億円】＋【20億円】

※事業環境変化対応型支援事業の内数

各都道府県による支援拠点を整備するなど、中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題に対応するための体制を整備

(2) 中堅・中核企業の経営力強化支援事業、地域の人事部支援事業【7.0億円】

支援機関間のネットワーク構築・ハンズオン支援や地域企業群や関係機関が一体となって人材確保・育成・定着を行う「地域の人事部」の取組を支援

(3) 小規模事業対策推進等事業【61億円】(再掲)

(4) 中小企業実態調査委託費【21億円】

・ゼブラ企業創出・育成のためのエコシステム定着に向けた調査・分析【5.0億円】

ゼブラ企業による社会課題解決事業を支援する地域の関係者を中心としたエコシステムの定着を図る

・地域中小企業人材確保支援等調査・分析【4.0億円】

人材活用ガイドライン等の普及を通じ、副業・兼業人材、女性、高齢者等の多様な人材の戦略的な活用を促進

・「100億企業」創出加速に向けた調査・分析【0.6億円】

売上高100億円以上への成長を目指す企業の経営者ネットワーク構築や成長に向けた機運醸成を促進するための調査を実施

6. 税制改正事項

● 経営者の高齢化が進む中、地域の経済と雇用の基盤を支えるため、事業承継の円滑化を図るとともに、事業承継、再編等を契機に変革に挑戦する企業の生産性向上・成長を支援する。

(1) 中小企業経営強化税制(拡充・延長)

適用期限を2年間延長するとともに、売上高100億円超の中小企業(100億企業)の創出を促進するため、100億企業を目指す中小企業に対し、対象設備に

建物を追加する等、措置を拡充。

(2) 中小企業投資促進税制(延長)

中小企業の設備投資を更に後押しするため、一定の設備投資を行った場合に税額控除又は特別償却の適用を認める措置を2年間延長。

(3) 固定資産税の特例措置(拡充・延長)

賃上げを表明する企業を対象に、設備投資に伴う固定資産税の特例措置を2年間延長するとともに、賃上げ率に応じて軽減率を引き上げる(課税標準を最大で5年間1/4)

(4) 法人税軽減税率(延長)

資金繰り負担を緩和し、財務基盤を強化するため、中小企業者等の年間800万円以下の所得に対する税率を19%から15%に軽減する措置を2年間延長。

※単年所得10億超の場合、19%から17%に軽減 固定資産税の特例措置(拡充・延長)

(5) 中小企業防災・減災投資促進税制(延長)

中小企業の防災・減災能力の強化のため、事前対策に資する設備投資の特別償却を可能とする措置の適用期限を2年間延長等。

(6) 地域未来投資促進税制(拡充・延長)

地域経済を牽引する企業による、地域経済の実情に応じ、その発展・成長に特に資する分野に対する10億円以上の設備投資について新たな措置を追加した上で、適用期限を3年間延長。

(7) 事業承継税制(見直し)

税制の最大活用を図る観点から、後継者の3年間の役員就任期間を特例措置に限り事実上撤廃。

II 中小企業・小規模事業者向け主な補助金の概要

1. 小規模事業者持続化補助金

● 商工会・商工会議所等と一体となって経営計画を作成し、当該計画に基づいて行う販路開拓等の取組を支援すべく、「小規模事業者持続化補助金」を措置。

● 政策の原点回帰を行い、経営計画の策定に重点化するため、複数ある特別枠を整理。

(1) 一般型(通常枠)

① 事業目的

小規模事業者※等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等を支援

※ 従業員数が「商業・サービス業(宿泊業、娯楽業を除く)」の場合5人以下、製造業またはそれ以外の業種の場合20人以下である事業者(以下同様)

② 補助上限額

50万円(特例を活用した場合は最大250万円)

クローズアップ

③ 補助率

2/3 (賃上げ引上げ3/4)

(2) 一般型(災害支援枠)

※本県は該当しないため内容は省略

(3) 創業型

① 事業目的

創業後3年以内の小規模事業者等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等を支援

② 補助上限額

200万円 (特例を活用した場合は最大250万円)

③ 補助率

2/3

(4) 共同・協業型

① 事業目的

地域に根付いた企業の販路開拓を支援する機関※1 (以下「地域振興等機関」) が、小規模事業者※2 (以下「参画事業者」) を10者以上集め、展示会や商談会、催事販売、マーケティングの拠点を活用し、参画事業者の販路開拓を支援する取組について支援。

※1 地域に根付いた企業の販路開拓を支援する機関であり、次の①から④のいずれかに該当する機関を指す。

① 商工会法、商工会議所法に基づき設立された法人

② 中小企業等協同組合法に規定する都道府県中小企業団体中央会

③ 商店街等組織(商店街その他の商業・サービス業の集積を構成する団体であって、商店街振興組合法に規定する商店街振興組合、商店街振興組合連合会及び中小企業等協同組合法に規定する事業協同組合などの法人化されている組織をいう。

④ 地域の企業の販路開拓につながる支援を事業として行っている法人

※2 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律で定める小規模事業者に該当する者。

② 補助上限額

5,000万円

③ 補助率

参画事業者は2/3、地域振興等機関は定額

④ 事業類型

- ・展示会・商談会型：商談目的の展示会・商談会(主催または他者主催への出展)で展示・宣伝を行い、支援する参画事業者の商品・サービスの特長または価値が顧客に伝わることによって、参画事業者の新たな取引先を増加させる取組。
- ・催事販売型：支援する参画事業者の商品・サービ

スの物販会や即売会(主催または他者主催への出展)により、参画事業者の売上高増加を支援する取組。

- ・マーケティング拠点型：支援する参画事業者の商品・サービスの想定ターゲットを明確化し、補助事業を通じて、想定ターゲットに具体的かつ継続的なマーケティングを行う拠点・仕組みを構築する取組。

2. 令和6年度補正予算「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」

- 足下の賃上げ状況等を踏まえ、基本要件を見直し
- 中小企業等の企業規模に応じた投資ニーズに対応するため、補助金額に係る従業員規模区分を見直し、補助金上限額を一部拡充。
- 力強い賃上げの実現に向けて対応する中小企業等の取り組みを支援し、賃上げ環境を整備するため、最低賃金引上げ特例を創設。

(1) 製品・サービス高付加価値化枠

① 概要

革新的な新製品・新サービス開発による高付加価値化

② 補助上限額

5人以下 750万円

(特例を活用した場合は850万円)

6~20人以下 1,000万円

(特例を活用した場合は1,250万円)

21~50人以下 1,500万円

(特例を活用した場合は2,500万円)

51人以上 2,500万円

(特例を活用した場合は3,500万円)

③ 補助率

中小企業 1/2、小規模・再生事業者 2/3

(2) グローバル枠

① 概要

海外事業の実施による国内の生産性向上

② 補助上限額

3,000万円

(特例を活用した場合は3,100万円~4,000万円)

③ 補助率

中小企業 1/2、小規模事業者 2/3

3. IT導入補助金2025

- 中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、デジタル化やDX等に向けたITツール(ソフトウェア、サービス等)の導入を支援する補

クローズアップ

助金。

- 2025 事業では、最低賃金引上げへの対応促進に向けて最低賃金近傍の事業者の補助率を増加。さらに、IT活用の定着を促す導入後の”活用支援”の対象化やセキュリティ対策支援を強化。

(1) 通常枠

① 概要

中小企業・小規模事業者等が、働き方改革、被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイスの導入等に対応するため、生産性の向上に資するITツール（ソフトウェア、サービス等）の導入費用を支援する。

② 補助額（補助率）

ITツールの業務プロセスが1～3つまで
5万円～150万円未満（1/2以内）

ITツールの業務プロセスが4つ以上
150万円～450万円以下（1/2以内）

※3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員の30%以上であることを示した場合は補助率2/3以内。

(2) 複数社連携IT導入枠

① 概要

複数の中小企業・小規模事業者等が連携※してITツール及びハードウェアを導入することにより、地域DXの実現や、生産性の向上を図る取組に対して、複数者へのITツールの導入等を支援する。

※事業に参加する中小企業・小規模事業者等は10者以上で、商店街振興組合・事業協同組合等の商工団体等

② 補助率

- a 基盤導入経費 1/2～3/4、4/5
- b 消費動向等分析経費 2/3以内
- c 事務費、専門家費 2/3以内

③ 補助上限額

- a と b を合わせて 3,000 万円
- c は 200 万円

(3) インボイス枠(インボイス対応類型)

① 概要

中小企業・小規模事業者等に、インボイス制度に対応したITツールの導入を強力に推進するため、会計ソフト・受発注ソフト・決済ソフトの導入費用に加え、PC・タブレット、レジ・券売機等の導入費用を支援する。

② 補助額・補助率

ITツール

- ・補助額 50 万円以下の部分は、補助率 3/4 以内、小規模事業者は 4/5 以内
- ・補助額 50 万円超から 350 万円の部分は、補助率

2/3 以内

※導入するITツールが、会計・受発注・決済の機能を2以上有する場合は、補助額 350 万円以下の申請が可能。

PC・タブレット等

・補助額 10 万円まで（補助率 1/2 以内）

レジ・券売機等

・補助額 20 万円まで（補助率 1/2 以内）

(4) インボイス枠(電子取引類型)

① 概要

取引関係における発注者が、インボイス制度対応のITツール（受発注ソフト）を導入し、当該取引関係における受注者である中小企業・小規模事業者等に対して無償でアカウントを供与して利用させる場合に、その導入費用を支援する。

② 補助額

350 万円以下

③ 補助率

中小企業・小規模事業者等が申請する場合
2/3 以内

大企業等が申請する場合 1/2 以内

(5) セキュリティ対策推進枠

① 概要

中小企業・小規模事業者等において、サイバーインシデントを原因とした事業継続が困難となる等の生産性向上を阻害するリスクを低減するとともに、供給制約やそれに起因する価格高騰の潜在的リスクを低減するための支援を行う。具体的には、「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されているサービスのうち、IT導入支援事業者が提供し、かつ事務局に事前登録されたサービスを導入する際、サービス利用料（最大2年分）を支援する。

② 補助額

5 万円～150 万円以下

③ 補助率

中小企業が申請する場合 1/2 以内

小規模事業者が申請する場合 2/3 以内

4. 省エネルギー投資促進支援事業費補助金 《省エネ・非化石転換補助金》

- エネルギーコスト高対応と、カーボンニュートラルに向けた対応を同時に進めていくため、工場全体の省エネ（Ⅰ）、製造プロセスの電化・燃料転換（Ⅱ）、リストから選択する機器への更新（Ⅲ）、エネルギーマネジメントシステムの導入（Ⅳ）の4つの類型で企業の投資を後押し。
- I型に中小企業投資枠を創設するなど、GXへの取

クローズアップ

組の第一歩として省エネを強力に促進する。

(I)工場・事業場型

① 概要

工場・事業場全体で大幅な省エネを図る取り組みに対して補助。

② 補助率

中小企業 1/2、大企業 1/3 等

③ 補助上限額

15億円 等

※中小企業投資枠等を追加

(II)電化・脱炭素燃转型

① 概要

電化や、より低炭素な燃料への転換を伴う機器への更新を補助。

② 補助率

1/2

③ 補助上限額

3億円 等

※中小企業のみ工事費を補助対象に追加

(III)設備単位型

① 概要

リストから選択する機器への更新を補助。

② 補助率

1/3

③ 補助上限額

1億円

※省エネ要件を追加

(IV)EMS型

① 概要

EMSの導入を補助。

② 補助率

中小企業 1/2、大企業 1/3

③ 補助上限額

1億円

※省エネ要件を見直し

5. 中小企業省力化投資補助金

- 中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするために、人手不足に悩む中小企業等に対して、省力化投資を支援する。
- これにより、中小企業等の付加価値額や生産性向上を図り、賃上げにつなげることを目的とする。

(1) カタログ注文型

① 概要

清掃ロボット、自動券売機、スチームコンベクションオープン、無人搬送車等の人手不足解消に効果がある汎用製品を「カタログ」に掲載し、中小企業等

が選択して導入できるようにすることで、簡易で即効性がある省力化投資を促進する。

② 補助上限額 ()内は大幅賃上げを行う場合

従業員数5人以下 200万円(300万円)

従業員数6~20人 500万円(750万円)

従業員数21人以上 1,000万円(1,500万円)

③ 補助率

1/2

(2) 一般型

① 概要

業務プロセスの自動化・高度化やロボット生産プロセスの改善、デジタルトランスフォーメーション(DX)等、中小企業等の個別の現場の設備や事業内容等に合わせた設備導入・システム構築等の多様な省力化投資を促進する。

② 補助上限額 ()内は大幅賃上げを行う場合

従業員数5人以下 750万円(1,000万円)

従業員数6~20人 1,500万円(2,000万円)

従業員数21~50人 3,000万円(4,000万円)

従業員数51~100人 5,000万円(6,500万円)

従業員数101人以上 8,000万円(1億円)

③ 補助率

中小企業 1/2、小規模・再生事業者 2/3

6. 中小企業新事業進出促進事業

① 目的

人手不足や賃上げといった昨今の経済社会の変化の中で、中小企業等が成長する過程においては、既存事業の拡大に加え、新たな事業の柱となる新事業への挑戦が重要。既存事業と異なる事業への前向きな挑戦であって、新市場・高付加価値事業への進出を後押しすることで、中小企業等が企業規模の拡大・付加価値向上を通じた生産性向上を図り、賃上げにつなげていくことを目的とする。

② 概要

企業の成長・拡大を通じた生産性向上や賃上げを促すために、中小企業等が行う既存事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出にかかる設備投資等を支援。

② 補助上限額 ()内は大幅賃上げを行う場合

従業員数20人以下 2,500万円(3,000万円)

従業員数21~50人以下 4,000万円(5,000万円)

従業員数51人以上~100人 5,500万円(7,000万円)

従業員数101人以上 7,000万円(9,000万円)

※補助下限額 750万円

③ 補助率

1/2



いつも親切
茨城県信用組合

地域とともに
明日をつくる

ひと. まち. しごと

2025



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS けんしんSDGs宣言

商工中金は、経営の総合支援パートナーへ。

01.

全国ネットワーク支援

47都道府県に広がる店舗網や7万社以上のお客さまとのリレーションを活かして、中小企業間の連携をサポートします。

02.

組合支援

組合運営のフォローや補助金等の情報提供、ご融資まで、中小企業組合の活動を情報と金融で継続的にサポートします。

03.

海外展開支援

海外拠点や現地の政府機関、提携金融機関とのネットワークを活かして、中小企業の海外進出を継続的にサポートします。



人を思う。未来を思う。

商工中金

水戸支店 029(225)5151

〒310-0021 水戸市南町3-5-7

<https://www.shokochukin.co.jp/>

商工中金

検索



【組合等】

クリエイターの名刺展

茨城デザイン振興協議会

茨城デザイン振興協議会（船橋範行会長）主催のクリエイターの名刺展が2月24日、茨城町で開催された。

同会会員の名刺、会員が依頼を受けて作成した名刺やショップカードを展示し、クリエイターの個性やメッセージなどを来場者に紹介した。くりえ

また「名刺づくりワークショップ」を行い、参加者は、会員がデザインしたアルファベットのスタンプで自身の名前を押印、色付けやシールを貼り、オリジナルの名刺を作成した。

船橋会長は「今後もこのような機会を通してデザインに興味をもってもらいたい」と述べた。



名刺づくりワークショップ

ひなまつりコンサート 親睦交流深める

茨城県電気工事業工業組合女性部

茨城県電気工事業工業組合女性部（生井善子部長）のひなまつりコンサートが3月3日、水戸市内で開かれ、会員や来賓など約30人が参加した。

生井部長は、「人口減少・少子高齢化が進み、電気工事業界でも人手不足が深刻化しており、女性が活躍できる環境を整備していかなければならない。キレイ、キラキラ、格好良い（3K）業界にしていきましょう」と部員によびかけた。

参加者は「アルア アズル ウィズ チアキ コバヤシ」によるジャズ演奏を楽しみながら親睦交流を深めた。



生井部長が開会あいさつ

おもてなし研修、意見交換会開催

茨城県中小企業レディース中央会

茨城県中小企業レディース中央会（柴沼啓子会長）の2024年度第2回研修会が3月6日、ひたちなか市内で開かれ、会員14人が参加した。

研修会では、同会会員の茨城県ホテル旅館生活衛生同業組合女将の会の高橋采子顧問が講師を務め、「いっしょうけんめい おもてなし」をテーマにおもてなし講座を実施した。高橋氏は、「相手に対する心配り、気配り、目配りを心がけ、感謝の心、思いやりの心で人に接することが大切」と女将の経験から得たおもてなしのポイントを参加者に説いた。

続いて「女性団体組織が抱える課題と今後の活動について」をテーマに意見交換会を実施。参加者は2グループに分かれて、女性団体組織の意義、活動状況や課題等について意見を交わした。意見交換終了後、柴沼会長は「皆さんの意見を今後のレディース中央会の活動に活かしていきたい」と話した。



おもてなしセミナー

コンクリート二次製品 品質管理の徹底を

茨城県コンクリート製品協同組合

茨城県コンクリート製品協同組合（中川喜久治理事長）の「JIS品質管理責任者セミナー」が3月6日、水戸市内で開かれ、組合員20人が参加した。

日本産業規格（JIS）及びJISQ1001一般認証指針に基づき、適正な品質監理等のもと、コンクリート二次製品を製造し、顧客に提供するための品質マネジメントシステムを組合員が一丸となって推進することを目的に開催。

開催に先立ち、同組合品質・技術委員会の小河原隆次委員長は「改めて品質管理の重要性を再認識し、品質経営を実践してほしい」とあいさつ。

研修では、一般財団法人日本品質保証機構JIS認証事業部の相馬光久参与が、品質管理責任者の職務・力量と組織的な運営方法や企業活動と法令遵守の重要性などを解説した。



品質管理責任者セミナー

【中央会】

生成AIのビジネス活用を学ぶ

中央会は2月26日、生成AI実践セミナー「ChatGPTのビジネス活用」を水戸市内で開催し、会員組合等の役職員など23名が参加した。

生成AI（人工知能）の基礎知識やビジネスでの活用方法等を習得し、業務の効率化等を図ることが目的。

中小企業等のデジタル化を支援しているXR大忠システム代表の土井敬司氏が、実技指導を交えて講演。ChatGPTを活用した文書作成、プレゼンテーションスライドの作成やマイクロソフトExcelマクロの作成方法を解説し、参加者は持参したパソコンで実際に操作しながら手順を学んだ。

また、マイクロソフトCopilotの機能を紹介し、ChatGPTとの違いを解説した。加えて、生成AIを正しく、安全に活用するための注意点についても説明した。

土井氏は「ChatGPTは、ビジネスにおいても様々な分野で活用可能で、使い次第ではあるが、業務効率化が図れる。また、生成AIは、今後、さらに進歩することが予想されるため、乗り遅れることなく積極的に活用してほしい。利用する上で、不明な点は、ChatGPTに質問すれば、手順等を示してくれる」と参加者に呼びかけた。



実技を交えて実施した生成AIセミナー

物流改正法施行 会員等への周知要請受ける

中央会は3月10日、国土交通省関東運輸局・勝家省司茨城運支局長から『物流改正法施行による新たな規制措置への対応』について会員への周知等の要請を受け、勝家支局長から関武志専務理事に要請書が手交された。要請内容は、以下の通り。

▽トラック運送事業者が提供する役務やその対価（付帯業務料、燃料サーチャージ等）を明確化し、適正運賃収受を目的とした契約内容の書面化を徹底していただくこと

▽荷待ち・荷役時間の削減、積載率の向上に関する取り組みを積極的に推進していただくこと

トラック運送事業は、国民生活に欠かすことのできない基幹産業であるが、ドライバー不足が深刻化している。また、物流の停滞が生じかねないという2024年問題に直面している。これら問題の解決に向けて物流の効率化、商慣行の見直し、荷主・消費者の行動変容など、トラック運送事業者のみならず、発着荷主等も含めたサプライチェーン全体で協力し、継続的に取り組んでいく必要がある。また、昨年5月に公布された物流改正法では、荷主・物流事業者に対し、荷待ち・荷役時間の削減や積載率の向上等の取組措置などやトラック運送事業者に対し、契約内容の書面化などの義務付けが盛り込まれ、本年4月から一部施行される。

要請を受けた関専務理事は、適正運賃の収受は当然であるとした上で「トラック運送の荷主の多くは中小企業であるが、各社とも価格転嫁が十分に行われていない中、物流コストの上昇も収益悪化の要因となっている場合もあるため、社会やサプライチェーン全体として適正な販売等価格で取引できる機運を高め、環境を整備していく必要がある」とコメントした。



勝家支局長から関武志専務理事に要請書を手交

あなたのチャレンジを 応援します！

企業とともに未来へ

LINEはこちら！▶

最新情報や経営支援などの情報を配信中！
右の QR コードを読み込むか、公式アカウントより「茨城県信用保証協会」で検索し、
友だち登録をお願いします。



ホームページ
はこちら！▶



茨城県信用保証協会



本 店 〒310-0801 水戸市桜川二丁目2番35号 茨城県産業会館内 TEL 029-224-7811
土浦支店 〒300-0043 土浦市中央二丁目2番28号 TEL 029-826-7811

茨城県中小企業団体中央会団体扱 「オーナーズプラン」のご案内

BESTパートナー
大樹生命

Owner's Plan



- 事業保全資金
- 事業承継・相続
- 就業不能
- 役員の退職慰労金・弔慰金
- 従業員の退職金・弔慰金

限りない繁栄のために…

リスクマネジメントは万全ですか？

※一部対象とならない商品・契約がございますので、
詳細は下記までお問い合わせください。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

大樹生命保険株式会社 茨城支社

〒310-0062 茨城県水戸市大町1-2-6 水戸プライムビル 3F TEL:029-224-3132
<https://www.taiju-life.co.jp/>

R-2021-5001 (2021.4)

国・県・関係機関等からのお知らせ

保証料引下げキャンペーンの実施について

茨城県信用保証協会

創業や新規事業分野への進出、設備投資等の中小企業のチャレンジを後押しするため、標記キャンペーンを以下のとおり実施しております。

1. 実施期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日
(保証申込受付分)
2. 対象者 各保証制度要綱、要領等に定める中小企業者
3. 引下げ対象保証、引下げ内容
 - ◆創業関連保証、再挑戦支援保証、県創業支援保証(創業支援1号)
 - 0.3%引下げ
 - ※茨城県創業支援融資(創業支援1号)では、茨城県の信用保証料補助によりお客様の保証料負担が0.3%になります。
 - ◆スタートアップ創出促進保証、県創業支援融資(創業支援2号)
 - 0.3%引下げ
 - ※茨城県創業支援融資(創業支援2号)では、茨城県の信用保証料補助によりお客様の保証料負担が0.5%になります。
 - ◆県女性・若者・障害者創業支援融資(創業支援1号)
 - 0.45%引下げ
 - ※茨城県の信用保証料補助によりお客様の保証料負担が0%になります(一部の場合を除く)。
 - ◆県女性・若者・障害者創業支援融資(創業支援2号)
 - 0.45%引下げ
 - ※茨城県の信用保証料補助によりお客様の保証料負担が0.2%になります。
 - ◆県事業活性化資金
 - 0.1%引下げ
 - ※県事業活性化資金のうち、設備投資支援融資、新分野進出等支援融資については、茨城県の保証料補助によりお客様の保証料負担が0.28%～1.44%になります。
 - ◆県小規模企業支援融資
 - 0.45%引下げ
 - ※県小規模企業支援融資のうち、設備投資支援融資、新分野進出等支援融資については、茨城県の保証料補助によりお客様の保証料負担が0.32%～1.68%になります。
 - ◆特定社債保証
 - 0.1%引下げ
 - ◆寄贈型特定社債保証
 - 0.1%引下げ
 - (詳細は、ホームページを参照)

<https://icgc.or.jp/campaign.html>

令和8年3月新規中学校及び高等学校卒業者の就職に関する「申し合わせ」が決定しました

茨城労働局

茨城労働局では、新規学校卒業者の就職機会を確保するとともに、地域の状況等を踏まえた就職支援・職業紹介が円滑に推進されるよう、関係者の連携体制を確立し、必要な事項の連絡・検討・協議等を行うことを目的として、令和7年2月14日に「令和6年度茨城県就職問題検討会議」を開催しました。

令和8年3月新規中学校及び高等学校卒業者の就職問題について協議した結果、早期選考など行き過ぎた求人活動を戒め、更に正常な学校教育の維持と適正な職業紹介の円滑な推進を図るため、下記事項を厳守するよう関係者に周知徹底することを申し合わせました。

新規高等学校卒業者の求人手続き等の概要は以下のとおりですが、詳しくは、茨城県内各ハローワークにお尋ねください。また、茨城労働局のホームページを参照してください。

(ハローワークでの求人)

- 受付開始
 - 令和7年6月1日以降(ハローワークで内容の確認(※))
- 求人提出企業への返戻開始
 - 令和7年7月1日以降(学校推薦・企業選考等)
- ハローワーク求人票返戻後、学校への求人申込
 - 令和7年7月1日以降((ハローワークにおける求人受付・確認後(※))
- 企業による学校訪問
 - ハローワークの確認を受けた求人票を学校に持参又は郵送する。(訪問時に必ず学校と連絡調整を図ること。)
- 企業による家庭訪問
 - 全面禁止
- 学校の推薦開始
 - 令和7年9月5日以降(文書到達主義)
 - ・9月5日から一人二社の応募・推薦を可能とする(ただし、求人者が複数応募を希望する場合に限る)
- 企業の選考開始
 - 令和7年9月16日以降(令和7年10月1日以降の就職面接会においては、2社以上応募可能)
- 就業開始(名目の如何を問わず)
 - 卒業後
 - ※就職慣行である「一人一社制」は、令和6年度高等学校卒業生より『9月5日以降(文書到達主義)一人二社まで応募・推薦を可能とする』へ変更しており、令和7年度も前

国・県・関係機関等からのお知らせ

年度と同様の申し合わせに決まりました。

- ・全国高等学校統一用紙（応募書類その1）「履歴書」の記入方法について
求人者の意向を踏まえて「①手書き記入、②パソコン入力、③どちらでも可能」のいずれかを選択し、求人票に記入することとしています。
- ・6月1日から県内ハローワークへ高卒用求人申し込みを開始する企業の皆様は、求人票の記入方法を確認の上、ご提出ください。
(茨城労働局 新規学校卒業予定者等（募集・応募）関係（職業安定課）ホームページ)

https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/roudoukyoku/gyoumu_naiyou/antei/shinki_gakusotsu_forms.html

令和7年度中小企業組合等課題対応支援事業の実施団体募集開始について

全国中央会

事業協同組合や商工組合など連携組織の皆さまが行う新たな活路の開拓、単独では解決困難な問題の解決、中小企業の発展に寄与する取組みを支援する令和7年度中小企業組合等課題対応支援事業（以下「本事業」という。）の実施団体を3月3日から募集を開始しました。

○事業の趣旨

本事業は、中小企業者が経済的・社会的環境の変化に対応するため、新たな活路の開拓、単独では解決困難な諸問題、その他中小企業の発展に寄与するテーマ等について、中小企業組合、一般社団法人、共同出資組織、任意グループ等（以下「組合等」という。）が行う、これを改善するための取組みに対して、全国中小企業団体中央会（以下「全中」という）が支援を行います。

○補助対象となる事業の種類

1. 中小企業組合等活路開拓事業（展示会等出展・開催を含む）
2. 組合等情報ネットワークシステム等開発事業
3. 連合会（全国組合）等研修事業

○補助金額、補助率及び補助対象経費

- ・補助金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます）を含みません）

1. 中小企業組合等活路開拓事業（大規模・高度型）
上限 2,000 万円（下限 100 万円）
（通常型）
上限 1,200 万円（下限 100 万円）

（展示会等出展・開催）

上限 1,200 万円（下限なし）

2. 組合等情報ネットワークシステム等開発事業（大規模・高度型）
上限 2,000 万円（下限 100 万円）
（通常型） 1,200 万円（下限 100 万円）
3. 連合会（全国組合）等研修事業
上限 300 万円（下限なし）

※大規模・高度型は、補助金申請予定額が1,200万円を超え、なおかつ事業終了後3年間以内に組合等又は組合員等の「売上高が10%以上増加することが見込まれる」又は「コストが10%以上削減されることが見込まれる」事業が該当します。

○補助率

補助対象経費の10分の6の範囲内（全事業共通）

○補助対象経費

事業ごとに対象となる経費科目が異なります。募集要項の「補助金交付の対象となる経費」をご確認ください。

○補助対象となる組合等の種類及び要件等

募集要項の「補助対象となる組合等の種類及び要件等」をご確認ください。

○募集期間（いずれも締切日必着）

令和7年3月3日（月）～8月7日（木）

①第1次募集

募集終了

②第2次募集

令和7年4月1日（火）～5月23日（金）

③第3次募集

令和7年7月7日（月）～8月7日（木）

その他、本事業の募集内容については、全国中央会の「令和7年度中小企業組合等課題対応支援事業募集案内」のホームページを参照ください。

<https://www.chuokai.or.jp/index.php/subsidy/subsidykadai/>

○問合せ先

全国中小企業団体中央会振興部

TEL 03-3523-4905

※茨城県中央会では、本事業の応募及び採択後の事業実施、事務処理等について支援します。また、応募に際し、事業計画等が適正であれば推薦書を発出します。応募を検討されている場合は、茨城県中央会支援課又は組合担当者にご連絡ください。

国・県・関係機関等からのお知らせ

ものづくり企業向け 海外展示会共同出展企業募集のご案内

茨城県・いばらき中小企業グローバル推進機構

茨城県及びいばらき中小企業グローバル推進機構では、海外市場への販路開拓に挑戦する県内ものづくり企業を支援するため、国際的な展示会に茨城県ブースを出展します。商談前の準備段階から商談後のフォローアップまで経験豊富な専門家が伴走支援しますので、是非ご応募ください。

◆productronica（ドイツ）

会期 2025.11.18～11.21

会場 メッセ・ミュンヘン

◆METALEX（タイ）

会期 2025.11.19～11.22

会場 バンコク国際展示場（BITEC）

◆MD&M（アメリカ）

会期 2026.2.3～2.5

会場 アナハイムコンベンションセンター

○募集企業

各展示会7社程度（いずれか1つの展示会选择してください）

○募集対象

- ・茨城県内に拠点を有する中小企業（製造業）であること。
- ・アンケート調査及び終了後のフォローアップ調査等に協力すること。

*初めて海外展開に挑戦する企業を優先して選定します。

*申込内容を考慮したうえで選考を行い、支援対象企業を決定します。

○費用負担

- ・機構側負担：出展・装飾料、通訳配置費、製品輸送費、販促ツール作成費
- ・参加企業負担：旅費（渡航費、現地交通費、宿泊費等）、その他個別に発生する経費（参加企業が個別に装飾等を行う費用等）

○支援内容

- ・ブース設置、通訳、製品輸送等の海外展示会に係る費用を支援します。
- ・外国語による動画、リーフレット等の販促ツールを作成します。
- ・海外展開の専門家が準備から商談、契約までを伴走支援します。

[問合せ先・申込み先]

公益財団法人いばらき中小企業グローバル推進機構グローバル展開第二課（販路開拓担当）

TEL 029-224-5317 FAX 029-227-2586

E-mail kigy@iis-net.or.jp

<https://www.iis-net.or.jp/notice/show?id=1206>

セミナー「共に創る茨城の物流と未来」のご案内

一般社団法人茨城県トラック協会

物流業界は、「2024年問題」という大きな変化の時期を迎えました。

今回のセミナーでは、荷主と物流事業者との取引の公正化に向けた取り組みを中心に公正取引委員会や関係省庁の担当官と物流専門家が講演します。

荷主でもある中小企業の皆様のご参加をお願いいたします。

○日時 令和7年5月20日（火）

14:00～16:00

○場所 茨城県トラック総合会館2階研修室

水戸市見川町2440-1

（オンライン視聴もあり）

○講演

第1部

「下請法の改正案の概要」

公正取引委員会事務総局 経済取引局 取引部企業取引課長 亀井明紀氏

第2部

「トラック・物流Gメンの取組について」

国土交通省関東運輸局 自動車交通部 部長 矢吹尚子氏

第3部

「2024年問題で終わりではない！」今、荷主企業が取り組むべき時流適応策

船井総研ロジ株式会社 執行役員 コンサルティング本部 副本部長 田代三紀子氏

○定員 会場 300名

オンライン（ZOOM形式）視聴 200名

○主催 一般社団法人茨城県トラック協会

○共催 茨城県

○後援 中央会など関係機関

○申込 茨城県トラック協会のホームページの「持続可能な物流構築に向け今、荷主は何をすべきか」のバナーをクリックして5月15日までに申し込みください。

[問合せ先・申込み先]

一般社団法人茨城県トラック協会

TEL 029-303-6363 FAX 029-243-5936

<https://www.ibatokyo.or.jp/>



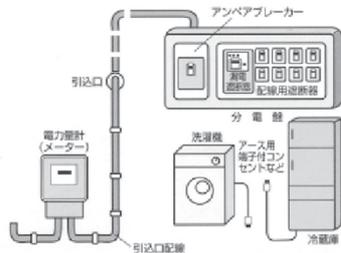
茨城県電気工事業工業組合

理事長 浅野 晃 司

副理事長 文 道 敏 雄 副理事長 石 川 重 信
 専務理事 浅 野 和 郎 常務理事 笠 倉 勉
 常務理事 佐 藤 正 則 常務理事 秋 山 啓 市

〒310-0045 水戸市新原1丁目2番7号
 TEL 029-252-3133 FAX 029-252-3134
 Eメールアドレス：ibaden@ibaraki-denkouso.com
 ホームページアドレス：http://www.ibaraki-denkouso.com/

調査員が電気をサポート



電気の安全を通して、
 地域に貢献する

茨城電気安全サービス

車検・定期点検

は国の認証を受けた **整備工場へ!!**



この看板
 が目印です!



茨城県自動車整備商工組合
 一般 茨城県自動車整備振興会
 社団法人

〒310-0844 茨城県水戸市住吉町 292-5
 TEL 029-247-4330 FAX 029-247-7667
 URL: https://www.seibi.or.jp
 E-mail: ibaraki@seibi.or.jp

月次景況調査結果 - 2025年2期 -

都道府県中央会は、会員組合等の役職員を情報連絡員として委嘱（組合等の役職員約2,600名に委嘱（茨城県は50名））し、情報連絡員が毎月、前年同月と比較した景況、売上高、収益状況等や結果や業況等に係るコメントを報告したものを全国中央会がとりまとめたもの。以下、2025年2月期の報告内容の一部を掲載します。全国中央会ホームページで調査結果を公表しておりますのでご覧ください。

製造業

◇水産練製品（宮城県）

コスト回収のため製品の値上げをするが、追い付かず回収しきれていない。これ以上の値上げは客離れを引き起こすため、スーパー側から陳列を控えさせてもらおうという声も出ている。

◇繊維工業（秋田県）

2月は、取引先との交渉により加工賃は多少上がったものの、製品の小ロット化が進んでいることから、生産効率が悪い状況である。また、海外で生産された商品との価格競争により、価格転嫁が追いついていない。

◇木材（三重県）

住宅需要が低迷する中で国産材製品の荷動きは低調で原木素材不足、人件費や配送料等の高騰を背景に製材工場は厳しい経営環境が続いている。

◇紙製容器（京都府）

各社の資金繰り・設備操業度・景況などから判断すると良くない状況であった。昨年夏より大手原紙メーカーが打ち出してきた値上げが、2月から動き出したことが影響している。

◇印刷（富山県）

第3弾の印刷用紙の値上げが1月初めに実施され、紙離れが著しい中でのコストアップは、益々市場の縮小に繋がっている。業界全体でPRしていかなければ、ペーパーレス化の流れを変えることは難しい。

◇ゴム製品（東京都）

自動車向けの受注が減少し、その他の業界向けも低調。原材料費や電力費は高止まりのまま利益を圧迫している。そのため、人手不足の状況でありながら、リストラも検討している状況。

◇コンクリート製品（沖縄県）

対前年度比出荷量76%増、売上70%増となった。資材高騰の影響もある中、更なる価格上昇が控えており厳しい状況はしばらく続く見込み。

◇鉄鋼（徳島県）

現況においても受注量、操業度が減少しているなか、原材料価格および人件費の増加などにより製造価格も増加しており、利益確保が難しい状況が続いている。

◇電気機械器具（静岡県）

白物家電の1月の業界統計では、国内出荷金額は4カ月連続のプラス、ルームエアコンは4カ月連続のプラスだった。インフルエンザの流行により空気清浄機能付きエアコンが伸びている。

非製造業

◇生鮮魚介卸売（高知県）

2月は今までにないくらい魚の入荷が少なかった。寒波の影響もあるが、いろんな経費が上がり魚価に乗ってきているので、他の市場に買い負けしている。カツオも例年になく不漁で大変厳しい。

◇飲食料品小売（山梨県）

葉物野菜が品薄のため高値となり、前年同月と比べ販売価格は10%上昇、売上は7%増加したが、価格転嫁が十分でなく、収益状況は▲10%となった。苺は月の後半で値下がりし、3月に向け安値が予想される。

◇商店街（岩手県）

昨年が記録的な暖冬だったこともあり、今年は冬物衣料等で活発な消費を期待していたが、組合のクレジット・電子マネーの取扱高は12.5%減と昨年実績を大きく下回った。消費マインドの冷え込みは深刻である。

◇飲食店（高知県）

売上高は10ヶ月連続で前年同月を下回った物価高により県内の消費者の購買意欲が下がっており、集客が覚束ない。顧客離れの懸念から価格転嫁が十分でない。

◇建築設計（群馬県）

建設費の高騰により、予算内に収まらず、設計の見直しや減額対応が増加。資材・労務費の上昇を要因とする業務への影響や建設事業の延期・中止についても懸念。

◇建築（鳥取県）

住宅投資は単月、3カ月平均ともに前年同月比マイナスが続く。資材価格の高騰による民間の建設需要の低迷や、労務費の高騰が足かせとなり、売上・採算の悪化が継続している。

◇電気工事（愛媛県）

電線・ケーブルなどの価格を決める銅ベースは上がり続けている。春には各メーカー値上げの情報が出ている。

◇道路貨物（神奈川県）

生活関連貨物、建設関連貨物とも公共投資や住宅投資の減少に伴い、前年に比べて全体的に荷量が減っている。長距離輸送についても荷量が減っているため標準的運賃には程遠い50~60%の運賃となっている。

◇不動産（広島県）

住宅地、商業地ともに売買が減少。マンション販売についても、新築や中古ともに価格高騰により、売れ行きが低調になってきている。今後は日銀の金利引き上げに伴う、金融機関の利率の上昇に注視する必要がある。

月次景況調査結果 - 2025年2期 -

2月の景況DIは前月に続き、製造業・非製造業ともに低下。原材料、燃料、人件費等のコストの上昇に価格転嫁が追いついていない状況に加え、物価高の影響で個人消費も低迷していることから、製造業・非製造業ともに前月に続き景況感が低下した。引き続き、人手不足・人材確保の問題が、製造業・非製造業を問わず収益力の足かせとなっている。また、最低賃金の引き上げも相まって、賃上げの原資確保に苦慮する事業者からは、経営に与える影響を懸念する声が多く寄せられている。

全指標の前年同月比DIの推移（直近1年間）

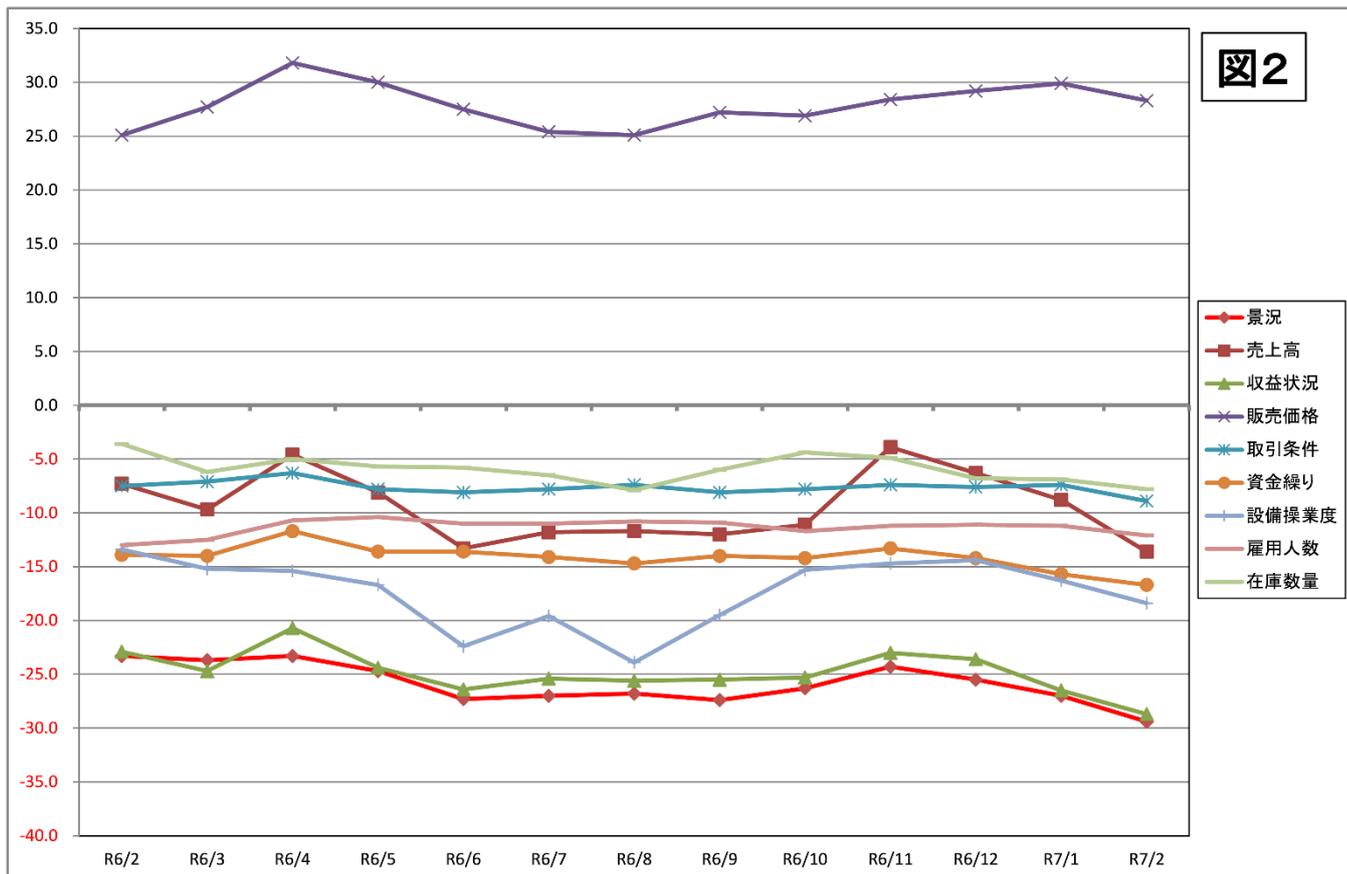


表1	R6												R7		前月比
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月		
景況	-23.3	-23.7	-23.3	-24.7	-27.3	-27.0	-26.8	-27.4	-26.3	-24.3	-25.5	-27.0	-29.4	-2.4	
売上高	-7.3	-9.7	-4.6	-8.1	-13.3	-11.8	-11.7	-12.0	-11.1	-3.9	-6.3	-8.8	-13.6	-4.8	
収益状況	-22.9	-24.7	-20.7	-24.4	-26.4	-25.4	-25.6	-25.5	-25.3	-23.0	-23.6	-26.5	-28.7	-2.2	
販売価格	25.1	27.7	31.8	30.0	27.5	25.4	25.1	27.2	26.9	28.4	29.2	29.9	28.3	-1.6	
取引条件	-7.5	-7.1	-6.3	-7.8	-8.1	-7.8	-7.4	-8.1	-7.8	-7.4	-7.6	-7.4	-8.9	-1.5	
資金繰り	-13.9	-14.0	-11.7	-13.6	-13.6	-14.1	-14.7	-14.0	-14.2	-13.3	-14.2	-15.7	-16.7	-1.0	
設備操業度	-13.4	-15.2	-15.4	-16.7	-22.4	-19.6	-23.9	-19.5	-15.3	-14.7	-14.4	-16.3	-18.4	-2.1	
雇用人員	-13.0	-12.5	-10.7	-10.4	-11.0	-11.0	-10.8	-10.9	-11.7	-11.2	-11.1	-11.2	-12.1	-0.9	
在庫数量	-3.6	-6.2	-5.0	-5.7	-5.8	-6.5	-7.9	-6.0	-4.4	-4.9	-6.8	-6.9	-7.8	-0.9	

お客さま第一をモットーに
安定したLPガスの供給に努めています

勝田ガス事業協同組合

代表理事 益 子 徳

外 役 員 一 同

〒312-0011 ひたちなか市中根5882番地

TEL 029-274-8416 FAX 029-273-7353

URL <https://g-katuta.com>

E-mail katuta-gas@g-katuta.com



日運協

日運茨城事業協同組合

理事長 湯 浅 隆



お任せ下さい
安全・確実・迅速
輸 送

〒319-1102 茨城県那珂郡東海村石神内宿 1 9 4 5 - 1

電 話 0 2 9 - 2 8 2 - 7 1 2 1 (代)

F A X 0 2 9 - 2 8 2 - 7 1 1 9

E-mail nitiunky@mito.ne.jp

U R L <http://www.mito.ne.jp/~nitiunky/>

組合運営等Q&A

理事会について

Q1 理事会を廃止することはできるのか？

A 1 理事会は、理事によって構成される必要合議機関であるから、定款の定めをもってしても、これを廃止することはできない。

また、理事会は、常置機関ではないから、一定の招集手続を経て適法に成立した場合のみ存在するものである。

したがって、たまたま理事が一定の場所に集合しても、それは理事会ではない。

このような性格を有する理事会を設けた意義は、組合が経済性の高い共同経営体である点にかんがみ、その業務執行を理事の共同の責任において、統一的・機動的に遂行させる点にあつて、取締役会制度に類似している。

なお、このような原則に対して、中小企業等協同組合法（以下「中協法」という。）第 36 条の 6 第 6 項では、理事会は、理事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる」と規定している。

Q2 理事会の定足数と決議要件は？また、議長は議決に加わることができるか？

A 2 理事会は、理事の過半数（理事の定数の過半数ではなく現員数。過半数を上回る割合を定款又は規約で定めた場合はその割合以上）が出席することによって成立し、その議決は出席理事の過半数（これを上回る割合を定款又は規約で定めた場合にあつてはその割合以上）によらなければならない。

定足数及び決議要件について過半数ではなく、定款又は規約で過半数を上回る割合を定めることができるが、これは株式会社の取締役会の定足数及び決議要件に関する会社法 369 条の規定を取り入れたものである。定款自治範囲の拡大という評価を行うことができ、法律によって一律に過半数が強制されないこととなり、組合において任意に規制を強化することを定め得ることとなっている。

しかしながら、過半数を上回る割合を定めた場合には、理事会の開催が困難となる場合があり、提案した議案が可決されにくくなることから、慎重な判断が望まれる。

理事会にあつては、総会のように普通議決及び特別議決の概念がなく、常にいかなる事項でも、この議決方法によらなければならない、かつ、定款

の定めをもってしても、これを緩和することはできない。

理事は、理事会において一個の議決権を有するものと解され、一定の場合（特別利害関係人）を除くほか、その権利を奪うことはできない。したがって、理事会において、その議事運営につき議長を選出しても、総会の場合のように議長となった理事の議決権を停止することはできない。

Q3 特別利害関係理事は、議決権の定足数に含めるのか？

A 3 理事会の決議について特別の利害関係を有する理事は議決に加わることができない。理事会の決議について特別利害関係を有する理事には、理事会における意見陳述権もなく、退席を要求されれば、指示に従わなければならない。

例えば、理事と組合との契約を承認する理事会における当事者たる理事、代表理事を解任する理事会における当該代表理事等である。

また、議決に参加することのできない理事の議決権の数は、議決の定足数に算入されない。

Q4 書面による理事会決議はできるのか？

A 4 組合は、定款に定めれば、理事会決議の目的事項の提案に対して、理事全員が書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなすことができる。

これは、理事全員の同意を条件として、会議体としての理事会の開催を求めないこととしたものである。

※中協法抜粋

第 36 条の 5 組合は、理事会を置かなければならない。

第 36 条の 6 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数（これを上回る割合を定款又は規約で定めた場合にあつては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款又は規約で定めた場合にあつては、その割合以上）をもって行う。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

3 組合は、定款の定めるところにより、理事が書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができるものとする事ができる。

出典：中小企業等用同組合法逐条解説（全国中小企業団体中央会編集）

「新しい林業」に向けて意欲と能力を発揮する



美和木材協同組合

理事長 川西 正則

〒319-2603 茨城県常陸大宮市鷲子46-1

電話 0295-58-2899 FAX 0295-58-2043

URL <https://miwamoku.net> E-mail info@miwamoku.net

茨城県鐵構工業協同組合

耐震改修・鉄骨製作は国交省大臣認定工場へ

水戸市笠原町600-35

TEL 029-305-2202 FAX 029-243-2444

URL <https://i-tekko.jp>

鉄骨は改修・再利用・再加工ができます。
ライフスタイルや用途変更に合わせて長く利用
できます。耐震性に優れ、安心・安全です。

各共済のお申込み・ご相談は

茨城県火災共済協同組合

(元受)：全日本火災共済協同組合連合会
：関東自動車共済協同組合

水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館 8 階

TEL029-224-0610

FAX029-231-3704

本誌は、令和7年度からデジタル版に移行したことに伴い、広告掲載料金を改定しました。
広告掲載先を募集しており、お申込みいただける場合は、総務課までお問い合わせください。

《年間広告掲載料》

頁	タテ	ヨコ	料金(税込)
1/8 頁	約 6cm	約 8.5cm	33,000 円
1/4 頁	約 6cm	約 17cm	66,000 円
1/2 頁	約 12cm	約 17cm	118,800 円
1 頁	約 24cm	約 17cm	211,200 円

《スポット広告(1回あたり)》

頁	タテ	ヨコ	料金(税込)
—	—	—	—
1/4 頁	約 6cm	約 17cm	11,000 円
1/2 頁	約 12cm	約 17cm	19,800 円
1 頁	約 24cm	約 17cm	35,200 円

※カラー・モノクロ及び掲載場所にかかわらず同額。
掲載場所は当会が指定した場所とする。

茨城県中小企業団体中央会 総務課
TEL 029-224-8030 FAX 029-224-6446
E-Mail soumu@chuoukai-ibaraki.jp

中央会だより

令和7年度補助事業の公募開始について

令和7年度取引力強化推進事業及び令和7年度小企業者組合成長戦略プログラム等推進事業の第1回公募を4月7日から開始しています。

《取引力強化推進事業》

国際化の進展、国内市場の縮小、消費者ニーズの多様化、環境問題への対応等経営環境が大きく変化している中で、資金、人材、情報等の経営資源に大きな制約がある中小企業及び小規模事業者の収益は伸び悩んでいる。

中小企業及び小規模事業者が経営力を向上し、収益を改善するためには、組合組織を活用して不足する経営資源を補うとともに、経営基盤の強化を目指した取引力の強化が不可欠である。

そこで、中小企業・小規模事業者が連携し、共同事業の活性化や受注促進等、取引力の強化促進を図るために行う、先進的又は波及効果・横展開が期待できる事業に対して、本会は補助を行い、中小企業及び小規模事業者の取引力強化促進を支援する。

○補助金額 上限50万円(税抜)(下限額は10万円(税抜))

○補助率 補助対象経費総額(税抜)の2/3以内
《小企業者組合成長戦略プログラム等推進事業》

本事業は、組合員である小企業者の経営基盤の強化や生産性の向上を目指した、既存の共同事業の改善や新たな事業開発のためのフィージビリティ・スタディ(実現可能性調査)、さらにはフィージビリティ・スタディの結果を具体化するための事業に対して本会は補助を行い、小企業者及び小企業者組合の活性化を支援する。

○補助金額 上限60万円(税抜)

○補助率 補助対象経費総額(税抜)の6/10以内

※両事業とも、補助対象者、補助対象となる事業、補助対象期間など事業の詳細は、中央会ホームページに記載の公募要領を参照してください。

(取引力強化推進事業)

<https://www.ibarakiken.or.jp/oshirase/R7%E5%8F%96%E5%BC%95%E5%8A%9B%E5%BC%B7%E5%8C%96%E6%8E%A8%E9%80%B2%E4%BA%8B%E6%A5%AD.html>

(小企業者組合成長戦略プログラム等推進事業)

<https://www.ibarakiken.or.jp/oshirase/R7%E6%88%90%E9%95%B7%E6%88%A6%E7%95%A5%E6%8E%A8%E9%80%B2%E3%83%97%E3%83%AD%E3%82%B0%E3%83%A9%E3%83%A0.html>

◇両事業の相談・問合せは支援課又は組合担当者までご連絡ください。

令和7年度組合等機能強化支援事業実施について

令和7年度組合等機能強化支援事業の実施希望組合等を募集しています。

(事業目的)

多くの中小企業は、エネルギーや原材料価格の高騰、労務費等が上昇するなか、これら上昇分を販売価格に十分転嫁することができず収益確保に苦慮している。また、人口減少・少子高齢化に伴う需要の減少や生産年齢人口の減少など社会構造変化への対応に加え、働き方改革やDX、GXなどにビジネス環境が変化する中で、中小企業は生産性向上、販路開拓・拡大、人材育成などへの対応が求められています。しかしながら、個々の中小企業だけでは対応が困難な課題等もあることから、組合等の機能強化や事業の活性化及び再構築を推進するなど連携組織力を発揮して中小企業が抱える課題の解決を図ることが有効であるため、これらの取り組みを行う組合等を支援します。

※本事業の実施内容等の詳細は、中央会ホームページに記載の実施要領を参照してください。

<https://www.ibarakiken.or.jp/oshirase/kinoukyouka2025.html>

◇本事業の相談・問合せは支援課又は組合担当者までご連絡ください。

令和7年度エキスパート(専門家)派遣事業実施について

組合等で抱えている法律、経営、労働、税務、経理、ITなどの課題を解決するため専門知識を有した専門家を派遣します。専門家は、個別指導や集団での研修などに対応します。

また、制度改正に伴う課題、インボイス制度や価格転嫁等の課題に関しては、組合員等の中小企業に専門家を派遣することもできます。

本事業の相談・問合せは、組合等担当者までご連絡ください。

令和7年度組合向け確定申告相談会について

3月末日をもって事業年度を終了する組合あつては、原則、2ヶ月以内に決算を確定し、法人税・消費税等の確定申告を行う必要があります。

当会会員の中でも3月末日を決算期としている組合が多いことから、本年も標記相談会を以下のとおり開催します。

なお、相談時間、相談・指導料金、申込み方法などの詳細は、追って通知します。

中央会だより

○開催日

第1回 5月23日(金)

第2回 5月27日(火)

◇本事業の相談・問合せは支援課又は組合担当者までご連絡ください。

令和7年度専門委員会・令和7年第1回理事会、第70回通常総会の開催予定について

中央会の令和7年度専門委員会・令和7年度第1回理事会及び第70回通常総会・懇親会を以下日程で開催する予定です。

なお、理事会については監査終了後の4月下旬に、通常総会については、令和7年度第1回理事会終了後に通知いたします。

【令和7年度専門委員会・令和7年度第1回理事会】

◆開催日時

5月14日(水) 13:30~16:00

・専門委員会 13:30~15:00

・理事会 15:10~16:00

◆開催場所

水戸京成ホテル2階「瑠璃の間」

◆審議事項等

・専門委員会

第77回中小企業団体全国大会への本県からの要望事項の件

(本年度の専門委員会は5つの専門委員会毎での開催ではなく、合同での開催といたします。)

・理事会

第70回通常総会提出議案の件 ほか

※監査終了後、理事・監事に案内します。

【第70回通常総会】

◆開催日時

6月30日(月) 14:00~18:30

・通常総会 14:00~15:40

・懇親会 16:00~18:30

◆開催場所

水戸京成ホテル2階「瑠璃の間」

◆審議事項等

・令和6年度事業報告並びに収支決算の件

※理事会終了後、会員に案内します。

※当会は、本年創立70周年を迎えることから、総会終了後の懇親会は、創立70周年記念祝賀会を兼ねて開催します。

第77回中小企業団体全国大会について

第77回中小企業団体全国大会が令和7年11月12日(水)、広島県広島市の広島県立総合体育館(広島グリーンアリーナ)で開催されます。

当会では、会員の皆様の利便と親睦・交流を図るため、大会参加と宿泊・懇親会等を盛り込んだ2泊3日(11/11~11/13)のツアーを企画中です。

後日、ご案内しますので是非ご参加ください。



新入会員のご紹介

○ほこたアールツィ協同組合

・事務所所在地：銚田市

・組合員数：78者

・主な事業：組合員のためにする外国人技能実習生共同受入事業

『中小企業いばらき』電子版について

本誌は、本号から電子版となりました。

以下、二次元コードから登録いただければ、電子メールで機関誌発行の案内をいたします。

ご希望の方は、登録をお願いします。



登録フォームURL

<https://forms.gle/RYC1LvfbPv47W3R7>